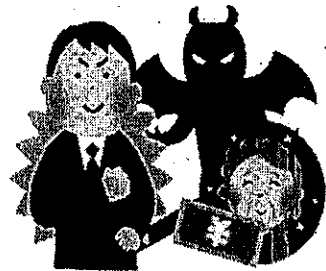


成年後見制度とは？

⇒ 判断能力が不十分な人を支援する法律上の制度

- 「判断能力が不十分な人」
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者 など
- 「支援」の目的
本人の権利、財産、日常生活を守る
- 「支援」の方法
家庭裁判所によって選任された支援者が
本人の為に活動する
(代理権、取消権、同意権)



豊山町の状況

(令和3年7月確認数値)

人口	(人) (15,852)
高齢者	(3,532)
認知症高齢者 (推計)	530
知的障害者	110
精神障害者	127
計	767

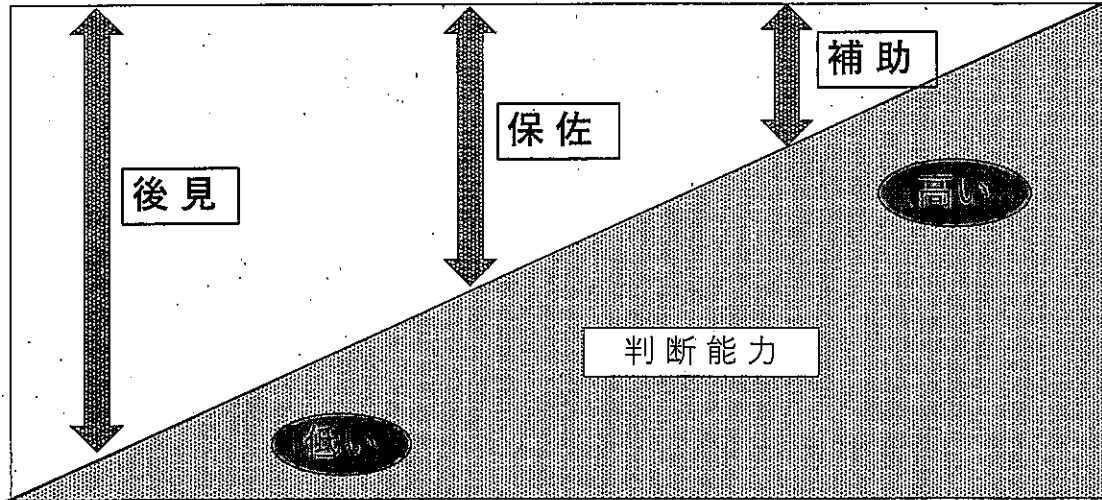
・ 利用開始した人数

		後見	保佐	補助	任意
平成	29年	3			
	30年	1			
令和	元年	1			
	2年	1			1

・ 利用者数

令和2年 12月末 現在	豊山町	4			1
	愛知県	7,504	1,612	569	134

法定後見・・・判断能力の程度に応じて、不足する部分を支援する



類型	後見	保佐	補助
判断能力の目安	常に欠ける 日常的な活動を自分一人では判断できず、誰かにやってもらわなければならない	著しく不十分 日用品の購入など日常生活に関する行為はできるが、重要な財産行為は一人ではできない	不十分 重要な財産行為でもできるかもしれないが、本人の利益のためには支援を受けたほうがいい
支援される人	被後見人	被保佐人	被補助人
支援する人	後見人 (後見監督人)	保佐人 (保佐監督人)	補助人 (補助監督人)

後見人・保佐人・補助人に

(1) やってもらえること【後見人等の業務】

・財産管理（本人の財産の維持・管理）

(例) 本人の財産調査、財産目録・収支予定表の作成
銀行へ後見人等の届け出をしてお金を入出金
食費・医療費・水光熱費等の支払い、収支管理を記録・家庭裁判所へ定期報告

・身上監護（療養介護の手配、生活支援に関する手配）

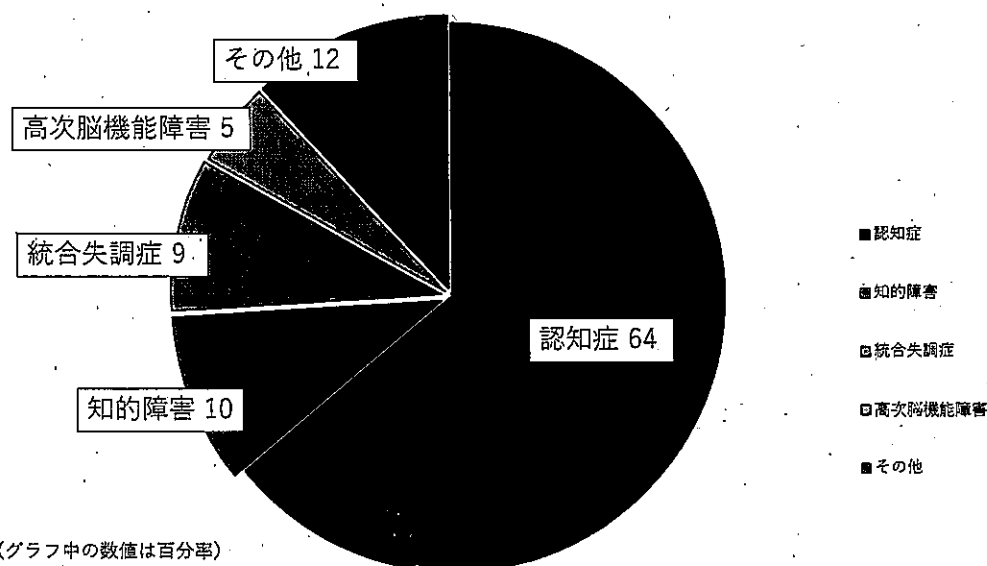
(例) 行政機関への届け出（社会保険、年金など）、介護保険の手続き
入院・施設入所の手続き・支払い、郵便物の回送・開披

(2) やってもらえないこと

- ・身元保証・身元引受、治療同意・手術同意
- ・本人の一身に専属する権利（遺言、婚姻など）
- ・身体介護、家事援助などの直接的支援

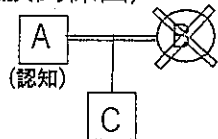
制度を開始した原因

(最高裁資料より R2年1月～12月)



事例（１）

（親族関係図）



（プロフィール）

AとB二人世帯 息子Cは別居
夫A：85歳 認知症（重度）
5年前から老人ホーム入所中
財産・・・土地家屋と銀行預金
収入・・・年金のみ
妻B：令和3年6月死亡
それまでは家計を仕切っていた

（問題点）

Bは、これまでAの老人ホーム利用料（介護保険サービス利用料）をA名義の銀行預金から毎月引き出して支払っていた。しかし、B死亡により支払いができなくなった。

Cは、A名義の銀行カードの暗証番号を知らない。Cが銀行窓口で引き出そうとしたところ、銀行員から「ご本人でなければ引き出すことはできません。ご本人が認知症であれば、成年後見人をつけてください。」と言われた。

（検討課題）

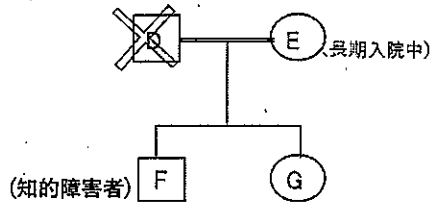
- （１）老人ホーム利用料支払いのため、A名義の銀行口座からを出金する方法
- （２）Aの銀行預金残高が少ないため、Aの土地家屋を売却する必要があるなら、その手続き方法

（対応案）

- 案１ Cを後見人候補者として成年後見の申立てをする。後見人が選任されたら、その後見人が出金手続きをして老人ホーム利用料を支払う。
（Cが後見人に選任されれば、Aの意思を汲んで支援することができるが、Cが後見人に選任されるとは限らず、専門家後見人が選任されることもある。）
土地家屋の売却は、後見人が家庭裁判所の許可を得てから行うことになる。
- 案２ Cが老人ホーム利用料など、今後Aについて発生する一切の支払いを負担するのなら、成年後見の申立てはしなくて済ませることができる。
なおCは、Aが死亡したときに、土地家屋及び銀行預金を相続により取得することになる。

事例 (2)

(親族関係図)



(プロフィール)

- D 令和3年6月死亡
相続財産……土地家屋 2000万円
定期預金 1000万円
株式 1000万円
- E がんで長期入院中
- F 知的障害者
一人では生活困難

(問題点)

これまでは、主にDがFを見守ってきたところ、Dが死亡した。知的障害があるFの生活見守りをどうすればいいか。

Dの相続財産を、E F Gの3人で分割するにあたって、どのような手続きをすることになるのか。(Dが死亡した際、遺言書は作成されていなかった。)

(検討課題)

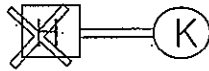
- (1) 今後、Fの財産管理・身上監護について、誰が支援していくのか。
- (2) Aの相続財産をE F G 3人で分割協議するとき、Fが知的障害者であることを保護するべきでないか。

(対応案)

- (1) 生活支援の必要があれば、後見(保佐、補助)の申立てを行う。
Eについては長期入院中であり、後見人としての活動を期待できない。
Gについては後見人として信頼できるか、後見人として活動するのに支障がないか、などが検討されて後見人に選任され得る。
E Gの二人とも後見人として適当でない場合には、専門家後見人が選任されることになる。
- (2) 相続財産の分割協議においても、後見人はFを代理する。
ただし、Gが後見人になっているときは、相続の際にFの利益とGの利益が反比例する(「利益相反」)ので、Fのために特別代理人を付ける必要がある。

事例（3）

（親族関係図）



（子ども なし）

（問題点）

民生委員が訪問したときに、Kが訪問販売で高額な布団を購入していたことを発見した。

さらに、今すぐに工事が必要とは思われないような台所改修や屋根補修の見積書も見つかった。

（プロフィール）

K：90歳

5年前に夫Hを亡くしてから、民生委員や近所の人々の支援を受けてひとり暮らしをしてきたが、最近、**認知症**が進んできたようである。

（検討課題）

- （1）既に購入してしまった高額な布団の取り扱いについて
- （2）台所改修、屋根補修の見積書の取り扱いについて
- （3）Kさんへの今後の支援方法について

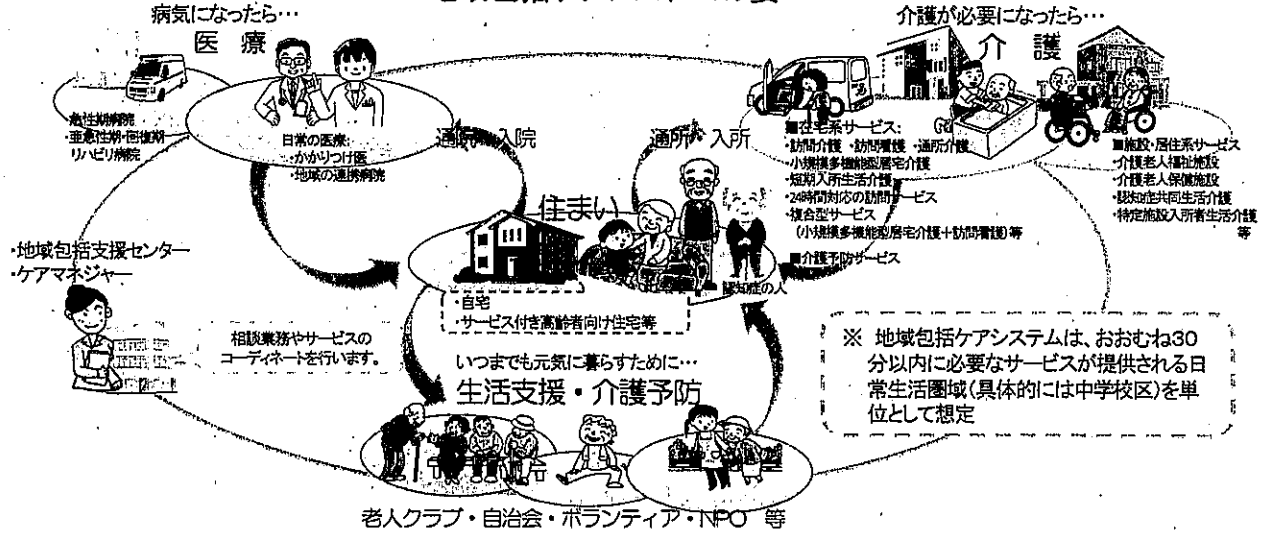
（対応案）

- （1）クーリングオフを検討（但し、取引方法や期間等の条件による）
消費生活相談窓口：役場 まちづくり推進課
- （2）見積書を受け取っただけで、工事未着手なら契約をしないこととする。
（ハッキリと断る）
- （3）後見（保佐、補助）の申立てを行う。
申立人：本人、4親等内の親族または町長
専門家後見人または市民後見人による支援を受ける。
（例）財産管理：普段のお金の管理
身上監護：福祉サービスを受けるための手続き
後見人はKが不要な契約をしたときに、**取り消す**ことができる。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

地域包括ケアシステムの姿



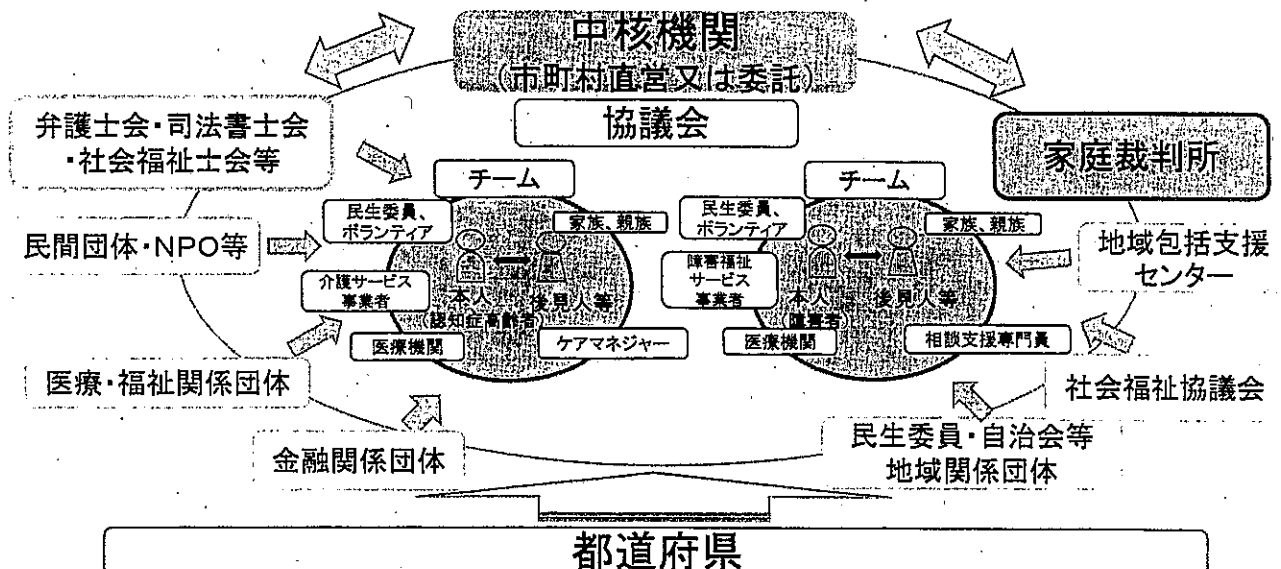
成年後見制度

地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備について

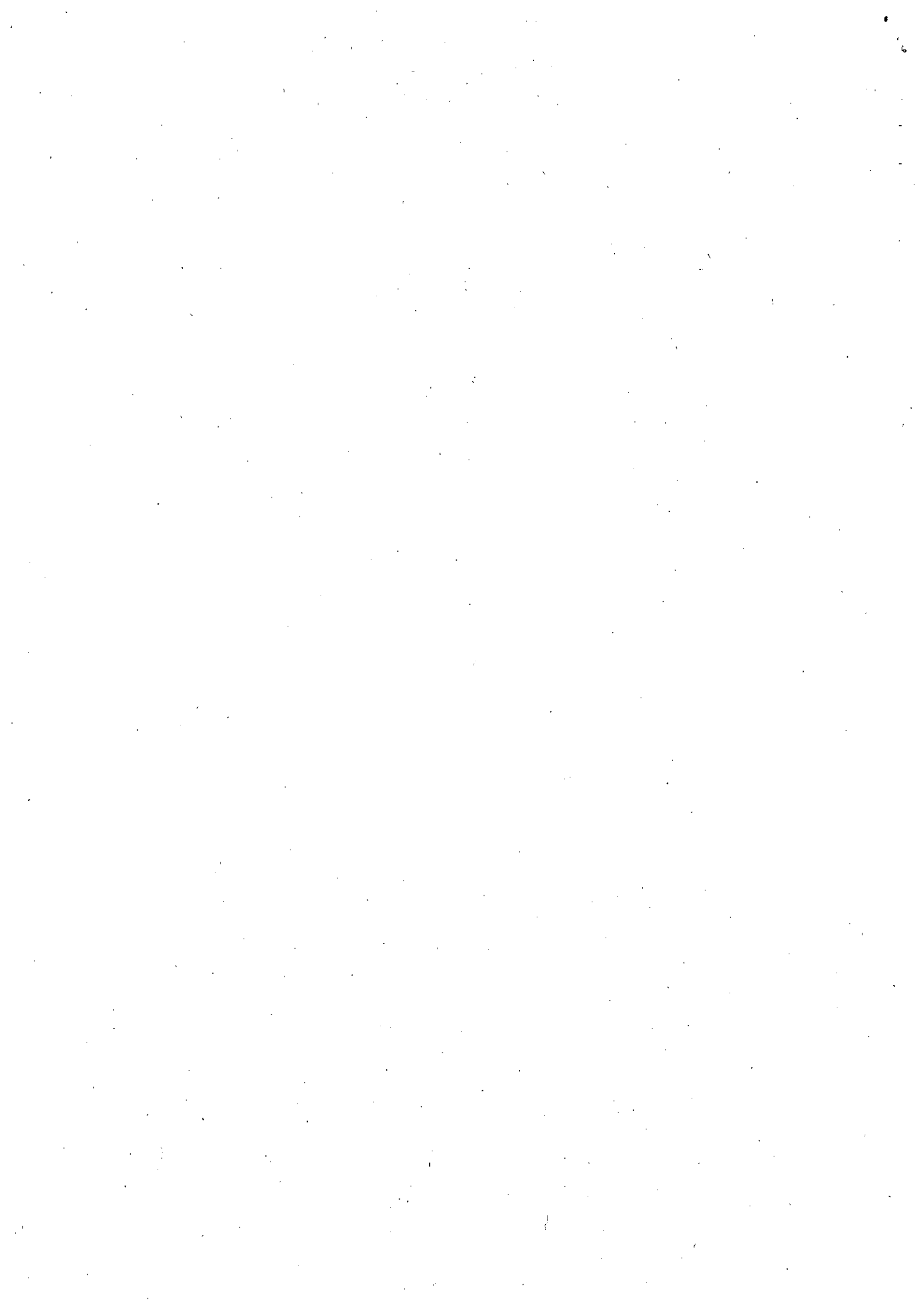
●実務的には、協議会の設置と、地域連携ネットワークの中核となる機関の指定等

“権利擁護のセーフティネット”

全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。



※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体
 ※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



法定後見制度

任意後見制度



ほとんど自分で判断できない方

後見人

すべての法律行為を代行します。



判断能力が著しく不十分な方

保佐人

裁判所が定めた重要な契約や財産管理の代理や判断の確認をします。



判断能力が不十分な方

補助人

裁判所が定めた特定の契約や財産管理の判断の手助けをします。

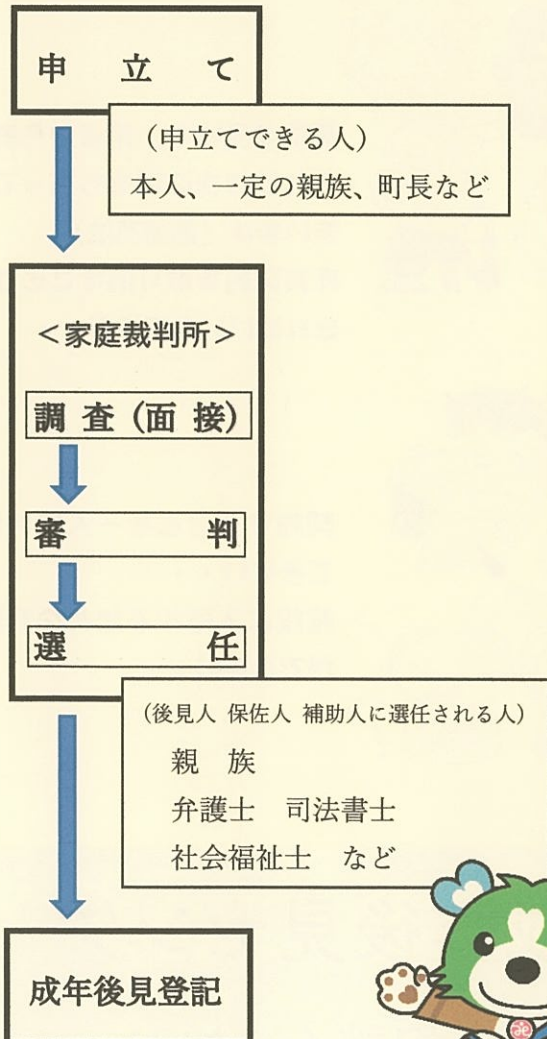


現在は判断能力が十分な方

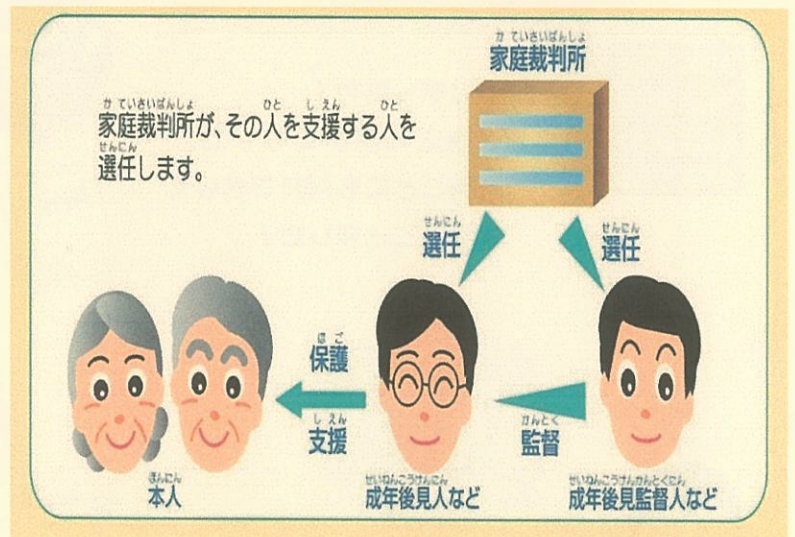
任意後見人

本人の判断能力が不十分になってから、あらかじめ契約しておいた内容で支援します。

== 申立てから選任の流れ ==



== 後見人 保佐人 補助人の選任 ==



== ご相談・お問い合わせ ==

豊山町成年後見センター

(運営：社会福祉法人 豊山町社会福祉協議会)

〒 西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪 270

☎ (0568) 29-0002 Fax (0568)39-0017



(ふくっしいー)

成年後見センター

成年後見とは？



認知症、知的障がい、精神障がいなどがあることで、日常生活での困りごとや心配ごとが起きることがあります。

そんなときに、家庭裁判所が選任する後見人等が、その方たちの権利を守りながら、本人に代わって契約をしたり、財産を守るために預貯金通帳を管理したりして、安心して暮らせるように支援します。



こまったわ！
物忘れが多くなって、
何ごとにも判断できなくなってきました！



高額な品物を、業者から勧められるままに何度も買ってしまいます（悪徳商法）
売買契約を取り消すことができればいいのですが・・・



障がいのある子どもの将来が不安だわ！！



契約することを一人で判断できない・・・
施設に入所するための契約ができない・・・



買い物に行ったときに、お金の計算ができない！
銀行や郵便局で、預貯金の出し入れができなくなった??

成年後見センターへ
ご相談ください